

# 渡島西部広域事務組合職員採用試験案内

(令和5年4月1日採用)

受付期間 令和4年12月23日(金)～令和5年1月24日(火) 午後5時まで

試験日時 令和5年2月3日(金) 午前10時～

試験場所 面接試験～渡島西部広域事務組合会議室(福島消防署2階)

**渡島西部広域事務組合**

この採用試験は、民間企業等での職務経験がある社会人を対象にした試験です。

1 職種区分及び職務の内容

(1) 職種区分

一般事務

(2) 職務の内容

渡島西部広域事務組合事務局に勤務し、一般行政事務に従事します。

2 採用予定人員及び採用予定年月日

(1) 採用予定人員 1名

(2) 採用予定年月日 令和5年4月1日採用予定

3 受験資格（全てを満たすこと）

(1) 対象者

当組合構成町（松前町、福島町、知内町、木古内町）又は構成町外にお住まいの方で、採用後に構成町に居住可能な者

(2) 年齢要件

平成5年4月2日以降に生まれた者（30歳以下）

(3) 資格要件

普通自動車運転免許を有する者

(4) 学歴

学校教育法による高等学校、専門学校、専修学校、短期大学及び大学を卒業した者又は管理者がこれと同等と認める者（合格後、卒業証明書など学歴を証明できるものを提出していただきます）

(5) 欠格条項

日本国籍を有しない者及び地方公務員法第16条各号に該当する者は、受験できません。

地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### (6) 職務経験

令和4年12月末現在で、民間企業等において事務職（経理等）を5年以上従事した経験が有り、パソコン操作（ワード・エクセル）ができる者。

- ① 上記の職務経験は、週40時間程度の勤務を要した期間が該当。  
また、パートタイム等短時間勤務の場合は、総勤務時間が2,080時間（週40時間×52週）以上の場合、職務経験に該当する。  
なお、経験期間は週40時間勤務に換算した期間とする。
- ② 職務経験が複数ある場合は通算します。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職歴に限る。
- ③ 合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出して下さい。  
なお、職務経験期間が確認できない場合や受験資格がないこと又は試験申込書等に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格を取り消します。

#### 4 試験方法及び内容

- (1) 試験方法 面接試験
- (2) 試験内容 個別面接による人物評価

#### 5 試験日時及び場所

- (1) 試験日時  
令和5年2月3日（金）午前10時より
- (2) 試験場所  
渡島西部広域事務組合会議室（福島消防署2階）

#### 6 合否発表

- (1) 合否発表日  
令和5年2月中旬に合否を通知予定
- (2) 掲示場所  
渡島西部広域事務組合ホームページ

#### 7 試験申込書等の請求

- (1) 郵送による請求  
令和4年12月末現在で、民間企業等における職務経験が5年以上従事した経験があること。  
請求の際は封筒の表に「試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼付した返信用封筒（角型3号以上）を同封のうえ、渡島西部広域事務組合事務局へ請求してください。
- (2) 直接請求  
渡島西部広域事務組合事務局にて受取り又はホームページからダウンロードして入手してください。

## 8 受験手続及び受付期間

### (1) 受験手続

試験申込書に必要事項を記入し、3ヵ月以内に撮影した本人であることを確認できる写真（脱帽、上半身、正面向きの縦4.0cm、横3.0cm）を貼り、記入した自己申告シートを同封して持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、封筒の表に「試験申込書在中」と朱書きで明記し、「簡易書留」で郵送してください。

### (2) 受付期間

令和4年12月23日（金）から令和5年1月24日（火）の午後5時まで必着。（郵送の場合は、令和5年1月24日（火）までの消印有効）

### (3) 受付時間

平日の午前8時30分から午後5時で、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月31日から1月5日）は受付できません。

## 9 給料等の概要

(1) 初任給は、採用者の経歴等を勘案のうえ決定されます。

(2) 採用後のサービスや勤務条件は、渡島西部広域事務組合の「職員のサービスの心得に関する規程」及び「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び同規則」に基づきます。

## 10 申込先及びお問い合わせ先

〒049-1331

松前郡福島町字三岳45番地1

渡島西部広域事務組合事務局

（TEL 0139-47-3511）